

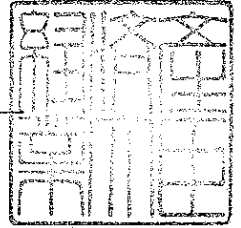
# 経済産業省

平成17・03・23原第1号

鉱山保安法に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法第12条第1項の規定による処分の基準を次のように定める。

平成17年3月28日

経済産業大臣 中川 昭一



## 鉱山保安法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について

鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

### 不利益処分の基準

1. 法第11条第2項の規定による特に危険性の大きい機械、器具又は火薬類その他の材料の坑内における使用又は設置の禁止命令  
法第11条第2項の規定による特に危険性の大きい機械、器具又は火薬類その他の材料の坑内における使用又は設置の禁止命令について、「鉱山において実地の状況により必要があると認めるとき」とは、例えば、想定外の事故が発生したこと、又は科学的知見により保安を害する要因が新たに判明したこと等により、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）の見直しが必要となり、当該機械、器具等の使用又は設置を継続すると保安上著しく危険であると認められる場合などをいう。
2. 法第18条第3項の規定による現況調査の実施及びその結果の記録・保存の命令  
法第18条第3項の規定による現況調査の実施及びその結果の記録・保存の命令について、「鉱山における保安のため必要があると認める場合」とは、例えば、一の鉱山で発生した重大な災害又は鉱害について、他の鉱山での類似の災害又は鉱害の発生を防止するため、改善策を講じさせる必要がある場合、科学的知見により保安を害する要因が判明し、改善策を講じさせる必要がある場合、又は現況調査が適正に実施されていない場合などをいう。
3. 法第20条の規定による保安規程の変更命令  
法第20条の規定による保安規程の変更命令については、「保安規程の変更命令基準（内規）（平成16・11・19原院第3号）」によることとする。